株 式 取 扱 規 則

2024年3月27日改正

鳥居薬品株式会社

株 式 取 扱 規 則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 当会社における株主権行使の手続その他株式に関する取り扱いおよび手数料については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)および証券会社、信託銀行等の口座管理機関(以下「証券会社等」という。)が定めるところによるほか、定款の定めに基づきこの規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人および株主名簿管理人事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

- 第3条 株主名簿記載事項の記録および変更は,総株主通知等機構からの通知(社債,株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第154条第3項に規定する通知(以下「個別株主通知」という。)を除く。)により行うものとする。
 - ② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録または変更を行うものとする。
 - ③ 株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

- 第4条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券 会社等または機構を通じて届け出るものとする。
 - ② 前項の規定にかかわらず、株主は、第3条第2項に規定する場合には、その 氏名または名称および住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
 - ③ 前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主は、変更後の届出事項 を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものと する。

(法人の代表者)

- 第5条 株主が法人であるときは、その代表者1名を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。
 - ② 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(共有株主の代表者)

- 第6条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定め、共有代表者の氏名または名 称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届 け出るものとする。
 - ② 第4条第2項および第3項の規定は,前項の届出について準用する。 (法定代理人)
- 第7条 株主の親権者または後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。
- ② 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。 (外国居住株主等の通知を受ける場所の届出)
- 第8条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受ける場所を、機構の定めるところにより、証券会社等または機構を通じて届け出るものとする。ただし、証券会社等または機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。
 - ② 第4条第2項および第3項の規定は、前項の届出について準用する。

(機構経由の確認方法)

第9条 前5条の届出が証券会社等または機構を通じて提出された場合は、株主、法 定代理人その他届出を行う権限を有する者からの届出とみなすものとする。

(登録株式質権者)

第10条 登録株式質権者には本章および次章の規定を準用する。

第3章 株主確認

(株主確認)

第11条 株主(個別株主通知を行った株主を含む。)が請求その他株主権行使または届出(以下「請求等」という。)をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの(以下「証明資料等」という。)を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等または機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しないものとすることができる。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続のほか、株主が署名または 記名押印した委任状(当会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認 めたときは、委任状および印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料)を 添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載 を要するものとする。
- ④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。
- ⑤ 当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項および第4項の規定による確認が完了するまでの間は請求等の受理を留保することができる。

第4章 株主権行使の手続き

(書面交付請求および異議申述)

第12条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求(以下「書面交付請求」という。) および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使手続)

第13条 振替法第147条第4項に規定する少数株主権等を当会社に対して直接行使 するときは、法令の定める期間内に、当会社の定める方式による書面により、 個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類記載)

- 第14条 株主総会の議案が株主の提出によるものである場合、会社法施行規則第93 条第1項により当会社がその全部を記載することが適切であるものとして定め る分量は以下のとおりとする。
 - 提案の理由
 各議案ごとに400字とする。
 - 2. 議案が取締役、会計監査人の選任議案の場合における株主総会参考書類に記載すべき事項 各候補者ごとに400字とする。

第5章 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求の方法)

第15条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券 会社等または機構を通じて行うものとする。

(買取価格の決定)

- 第16条 前条の買取請求の買取単価は、買取請求が株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないときまたはその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。
- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。 (買取代金の支払)
- 第17条 当会社は、前条により算出された買取価格から第20条に規定する手数料を 差し引いた額を、当会社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより 買取単価が決定した日の翌日から起算して4営業日目に支払うものとする。た だし、買取価格が剰余金の配当または株式の分割等の権利付価格であるときは、 基準日までに買取代金を支払うものとする。
 - ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込またはゆうちょ銀行現金 払による買取代金の支払を請求することができる。

(買取株式の移転)

第18条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払いまたは支払 手続を完了した日に当会社の振替口座に振り替えるものとする。

第6章 特別口座の特例

(特別口座の特例)

第19条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取り扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第7章 手 数 料

(手数料)

第20条 第15条(単元未満株式の買取請求の方法)に基づく単元未満株式の買取請求に係る手数料は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額とする。

第8章 総株主通知等の請求に係る正当な理由

(総株主通知の請求に係る正当な理由)

- 第21条 当会社は以下の場合には振替法第151条第8項に規定する正当な理由があるものとして総株主通知を請求することができるものとする。
 - 1. 当会社が、法令、上場規則、定款その他の規則(以下「法令等」という。)に 基づき株主に対して通知をするために必要があるとき
 - 2. 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき
 - 3. 当会社が、株主に対し、振替株式の株主共通の利益のためにする行為をしようとするとき
 - 4. 上場廃止,免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
 - 5. 前各号のほか総株主通知を受け株主名簿に最新の情報を反映させるべきであると取締役会が判断したとき

(情報提供請求に係る正当な理由)

- 第22条 当会社は以下の場合には振替法第277条に規定する正当な理由があるもの として情報提供請求をすることができるものとする。
 - 1. 機構または証券会社等に振替口座を開設した者の同意あるとき
 - 2. 株主と自称する者が株主であるかどうかを当会社が確認するために必要があるとき
 - 3. 株主が株主権の行使要件を充たしているかどうかを当会社が確認するために 必要があるとき
 - 4. 当会社が、法令等に基づき、株主に関する情報を、公表し、または官公署もしくは金融商品取引所に提供するために必要があるとき
 - 5. 上場廃止, 免許取消しその他当会社または株主に損害をもたらすおそれがある事態が生ずるのを避けるために必要があるとき
 - 6. 前各号のほか特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合そ の他当会社が必要と判断したとき

附則

(実施期日)

第1条 この規則は2024年3月27日から実施する。

[別途定める金額の規定]

株式取扱規則第20条に基づく金額(単元未満株式買取請求に伴う手数料)は、以 下の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分 した金額とする。

(算式) 第16条に定める買取単価に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき

1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき

0.900%

500万円を超え1,000万円以下の金額につき

0.700%

1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575%

3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。)

ただし、1単元当りの算定金額が2,500円に満たない場合には、

2,500円とする。